

販売事業者の方へ

～販売時・販売後のトラブルを避けるために！～

購入者・利用者・通行人等の声

特定原付の基準を満たしていないので、免許が必要な一般原付に該当する車体だった。



交通ルールを学ぶ機会がなく購入し、交通事故に遭った。

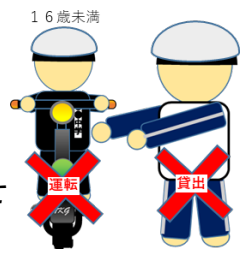
16歳未満の者が購入し、利用していた。

購入者に対する交通ルールの周知

- 特定小型原動機付自転車を販売することを業とする者は、購入者に対し交通安全教育を行うように努めなければいけません。
【対応策】
交通ルールの理解度を測るテストを実施し、又は交通ルールを理解させる動画を視聴させ、これらをしなければ購入することができないようにする。 等

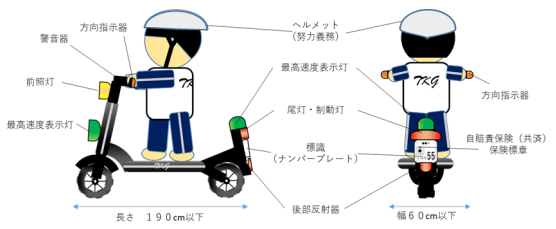
購入者年齢確認の徹底

- 運転免許不要ですが、16歳未満は運転することができません。16歳未満の者への提供（貸渡し、販売）も罰せられます。
【対応策】
マイナンバーカードや運転免許証等の公的な本人確認書類を提示させる方法により年齢確認を徹底する。 等



保安基準に適合した車体の販売

- 特定小型原動機付自転車は、道路運送車両法上の保安基準に適合していなければいけません。
【対応策】
型式認定又は性能等確認を受け、保安基準に適合している旨を表示する性能等確認済シール等が貼付された車体のみを販売する。 等



※ 見た目が電動キックボードであっても、特定原付の基準を満たしていないものは、一般原動機付自転車や自動車に該当するので車両区分に応じた運転免許や保安基準への適合が必要で、適用される交通ルールも異なってきます。

その他

- ヘルメット着用の促進、自賠責保険への加入、ナンバープレートの取付け 等

※ 詳しくは、「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係 事業者ガイドライン」をご確認ください。



警視庁交通部

警察庁
ウェブサイト

